

第 3 次行政改革大綱

1 基本方針

分権型社会への移行に伴う政策形成能力の向上及び能率的な組織運営を行うと共に、本市を取り巻く厳しい財政緊急事態に対応するため、第 3 次の多治見市行政改革大綱を策定し、行政の責務に応じた効率的な行財政運営を、市民の理解と参加を得ながら確実に実施する方向を示します。

この大綱には、行政改革の確実な実現を目指し、取り組むべき基本目標と改革項目ごとの個別具体的な実施事項を掲げると共に、実施担当部署及び実施時期を明示し、全庁的な行政改革に取り組む指針とします。

また、この大綱に掲げる実施事項は、別に平成 11 年度から 13 年度の 3 ヶ年に係る実施計画を策定し、的確な進行管理を行うとともに実施結果を広く市民に公表していくこととします。

2 基本目標

(1) 職員定数

1. 行政の担うべき役割を明確にすると共に、最小の人員で最大の効果を発揮させる定数管理を行います。
2. 職員定数を平成 22 年度までに現行の 15 %削減を図ります。

(2) 事務事業の見直し

1. スクラップ & ビルドの原則に立った事務事業の見直しを図り、新たな行政需用に備えます。
2. 現行の事務事業を平成 13 年度までに対平成 10 年度比 15 %削減します。

(3) 経常収支比率の改善

1. 平成 22 年度までに経常収支比率 70 %台を実現します。

(4) 歳入金収納率の向上

1. 市税収納率を平成 13 年度までに現年度収納率 98.2 %、過年度滞納収納率 23 %を目指します。
2. 国民保険料収納率の現年度収納率 97 %、過年度収納率 15 %の確保を目指します。

3 実施項目推進方針

(1) 組織機構関係

時代の要請に即した組織運営を実践する組織機構とするため、類似業務の整理統合を図ると共に、グループ制施行に伴う小規模課、類似課の統廃合に努めます。

(2) 外郭団体等関係

外郭団体、任意団体等の自立化を促進すると共に、委託業務等の適正化を図ります。また、公正及び透明性の確保の観点から、情報公開制度の導入を要請していきます。

(3) 定員及び給与関係

行政の為すべき役割を再検討し、民間事業者へ委ねるべき事業は委託化を推進すると共に、事務事業のスクラップ、課等の統廃合等を行うことで職員の削減を進め職員定数の適正管理に努めていきます。民間委託の推進に際しては、市民サービスの低下を来さないこと、長期的安定的委託が可能であること、コスト削減が確実に見込まれることの三原則を念頭において行います。

職員給与の適正化に向け給与、手当等について見直しを進めると共に、昇給・昇格、勤勉手当への成績主義の強化を図ります。

(4) 人材の育成・確保関係

地方分権社会への移行に対応した職員の政策形成能力の向上に努めます。また、管理職の管理能力向上と登用制度の確立を図ると共に、広汎で多様な人材の確保に努めます。

(5) 補助金の整理合理化関係

補助金の本来の目的に立ち返り、奨励・育成目的補助金のあり方を検討し、整理合理化に努めます。

(6) 経費の節減合理化等財政の健全化関係

最小の経費で最大の効果を得るべく、経費の節減合理化に努めると共に、費用対効果を十分に意識した財政運営を図ります。

(7) 会館等公共施設関係

施設利用者の受益者負担の考え方を取り入れた施設運営を図ると共に、時代に合った施設の統廃合、利用転換等を図ります。

(8) 公共工事関係

公共工事のコスト縮減に向けた取組みを積極的に行います。

(9) 事務事業見直し関係

新たな行政需用に対応できる体制を整えると共に、財政の緊急事態に対処するために全庁的な事務事業の見直しを継続的行います。また、民間事業者に委託した方が効率的な事務事業の洗出しに努め、委託化を推進していきます。

(10) 行政の情報化等行政サービスの向上関係

総合窓口のあり方を検討すると共に、計画的な行政の情報化に努めます。

(11) 公正の確保と透明性の向上関係

行政情報の公開を、エフエムたじみ、インターネットホームページ等のメディアを活用し積極的に推進すると共に、市民参加のあり方を制度的に保障する方策を検討していきます。

(12) 広域行政関係

地方分権化に対応した行政の仕組みを検討する上で、広域行政を広域連携・広域協調の視点で活用していきます。

4 実施事項一覧（詳細は別ファイルにあります）

- 1 組織機構関係
- 2 外郭団体等関係
- 3 定員及び給与関係
- 4 人材の育成・確保関係
- 5 補助金の整理合理化関係
- 6 経費の節減合理化等財政の健全化関係
- 7 会館等公共施設関係
- 8 公共工事関係
- 9 事務事業見直し関係
- 10 行政の情報化等行政サービスの向上関係
- 11 公正の確保と透明性の向上関係
- 12 広域行政関係